

東京都建築物環境配慮指針（平成21年東京都告示第1336号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第1及び第2 （現行のとおり）</p> <p>第3 環境への配慮のための措置についての取組状況の評価            建築主は、第2により定めた環境への配慮のための措置についての取組状況について、建築物の住宅用途（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）<u>第9条の2第1項第1号</u>に規定する用途をいう。以下同じ。）又は住宅以外の用途（同項第2号から第9号までに規定する用途をいう。以下同じ。）の別に定める別表第1に掲げる評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する同表の評価基準の段階により評価を行うものとする。この場合において、当該評価は、上位から順に段階3、段階2及び段階1とする。</p> <p>第4及び第5 （現行のとおり）</p> <p>第6 省エネルギー性能基準に適合するための措置            特定建築主は、規則第9条の2第3項に規定する<u>省エネルギー性能基準</u>に適合するよう建築物の熱負荷の低減及び設備システムのエネルギー利用の低減の措置を講じるものとし、その適合状況を別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）に記載するものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>第1及び第2 （略）</p> <p>第3 環境への配慮のための措置についての取組状況の評価            建築主は、第2により定めた環境への配慮のための措置についての取組状況について、建築物の住宅用途（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）<u>第8条の3第2項第1号</u>に規定する用途をいう。以下同じ。）又は住宅以外の用途（同項第2号から第9号までに規定する用途をいう。以下同じ。）の別に定める別表第1に掲げる評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する同表の評価基準の段階により評価を行うものとする。この場合において、当該評価は、上位から順に段階3、段階2及び段階1とする。</p> <p>第4及び第5 （略）</p> <p>第6 省エネルギー性能基準に適合するための措置            特定建築主は、規則第9条の2第3項に規定する<u>省エネルギー性能基準の値</u>に適合するよう建築物の熱負荷の低減及び設備システムのエネルギー利用の低減の措置を講じるものとし、その適合状況を別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）に記載するものとする。</p> <p>第7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の確保  <u>条例第17条の7</u>に規定するエネルギー有効利用計画書を提出した<u>条例第20条の4</u>に規定する特別大規模特定建築主は、エネ</p>

第7 (現行のとおり)

(削除)

ルギー有効利用計画書において設定した条例第17条の4に規定するエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値以上の性能を確保するよう措置を講じ、その結果を、特別大規模特定建築物の用途が住宅用途である場合にあつては別記第1号様式による取組・評価書(住宅用途)に、特別大規模特定建築物の用途が住宅以外の用途である場合にあつては別記第2号様式による取組・評価書(住宅以外の用途)に記載するものとする。

第8 (略)

第9 省エネルギー性能状況報告書の作成方法及び添付書類

- 1 特別大規模特定建築主は、建築物環境計画書において、特別大規模特定建築物に係る設備設計においてエネルギーの使用の合理化に係る措置を講じ、当該特別大規模特定建築物の工事完了後においては、当該措置によりエネルギーの使用の合理化が図られるよう、エネルギーの使用状況を把握した上で設備機器及び制御機器の運転及び制御の方法の調整を行うものとする。特に、条例第17条の7に基づき、特別大規模特定建築物に係るエネルギー有効利用計画書においてエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の達成状況の検証方法について記載している場合にあつては、記載した内容を踏まえて、エネルギーの使用状況を把握した上で設備機器及び制御機器の運転及び制御方法の調整を行い、目標値の達成状況を把握するものとする。
- 2 知事が、条例第23条第3項の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する性能の状況について報告を求める内容は、特別大規模特定建築主が行った別表第3の左欄に掲げる建築設備の区分に応じ、当該右欄に定める運転及び制御の方法の調整の状

別表第1 (別紙1のとおり)

別表第2

1 住宅用途

	分野	区分	細区分
(1)及び (2)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (1)は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ10,000㎡以下の建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

2 住宅以外の用途

	分野	区分	細区分
(1)及び (2)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考 (1)は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ10,000㎡以下の建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

況並びにその結果として把握されたエネルギーの使用の状況とする。

3 規則第13条第6項に規定する省エネルギー性能状況報告書は、別記第4号様式によるものとする。

4 前項の省エネルギー性能状況報告書には、第2項の建築設備の運転及び制御方法の調整を行った内容並びにエネルギーの使用の状況の内容を示す書類を添付するものとする。

別表第1 (別紙2のとおり)

別表第2

1 住宅用途

	分野	区分	細区分
(1)及び (2)	(略)	(略)	(略)

備考 (1)は、特別大規模特定建築物以外の建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

2 住宅以外の用途

	分野	区分	細区分
(1)及び (2)	(略)	(略)	(略)

備考 (1)は、特別大規模特定建築物以外の建築物について取組・評価書を作成する場合に限る。

(削除)

別表第3

<u>空気調和の熱源側設備</u>	<u>①冷凍機における冷温水及び冷却水温度の緩和</u> <u>②ボイラーの設定圧力の適正化</u> <u>③ボイラーの缶水ブロー量の適正化</u> <u>④燃焼設備の空気比の適正化</u> <u>⑤蒸気弁及びフランジの断熱</u> <u>⑥大温度差方式による送水システムの実施</u> <u>⑦熱源機器の運転台数の適正化</u> <u>⑧冷却塔の運転台数の適正化</u> <u>⑨冷却塔の送風機の発停時間の適正化</u> <u>⑩空気調和機に冷温水を搬送するポンプの流量の適正化</u>
<u>空気調和の二次側設備</u>	<u>①変風量方式における送風温度の緩和</u> <u>②送風量の適正化</u> <u>③外気導入量の適正化</u> <u>④外気冷房の実施</u> <u>⑤空気調和機の運転台数の適正化</u> <u>⑥室内の温度及び湿度の適正化</u> <u>⑦室内混合損失の防止策の実施</u>
<u>機械換気設備</u>	<u>①駐車場等における換気量の適正化</u> <u>②送風機ファンの発停時間の適正化</u>
<u>照明設備</u>	<u>①照度及び点灯時間の適正化</u>
<u>給湯設備</u>	<u>①貯湯槽の温度の適正化</u>

		②給湯時間の適正化
	エレベーター設備	①エレベーターの運転台数の適正化
別記第1号様式	(別紙3のとおり)	別記第1号様式 (別紙4のとおり)
別記第2号様式	(別紙5のとおり)	別記第2号様式 (別紙6のとおり)
別記第3号様式	(現行のとおり)	別記第3号様式 (略)
(削除)		別記第4号様式 (別紙7のとおり)